

令和2年4月認可保育園などの

入園・転園・延長保育

申し込み受け付け

令和2年4月からの認可保育園、認定こども園(長時間・保育所部分)、地域型保育事業(家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業)の入園・転園・月極延長保育の申し込みを受け付けます。

初めて認可保育園などに申し込む方

認可保育園などの申し込みに関する手続きや必要書類などについて記載している「令和2年度保育園のご案内」をお読みいただいた上でお申し込みください。

「令和2年度保育園のご案内」配布場所

区役所6階子育て支援課保育入園係、日本橋・月島特別出張所、中央区保健所、日本橋・月島保健センターなど

令和2年2月5日までに出産予定の方

出産前に4月入園の申し込みをすることができます。

申し込みには、通常の申し込みに必要な書類の他、母子手帳(表紙と分娩予定日が記載されたページ)の写しが必要です。

令和2年2月5日までに生まれた場合は、4月利用調整の対象となりますが、当該日までに生まれなかった場合は、4月1日時点で生後57日に満たないため5月利用調整から対象となります。

お子さんの出生届を提出されましたら、子育て支援課保育入園係へ出生証明書の写しを提出してください。入園が内定しても書類の提出がない場合は、内定取り消しとなります。

既に入園・転園・月極延長保育を申し込んでいる方

現在の申し込みは、令和元年度(平成31年度)内に限り有効となります(ただし年度内であっても支給認定

証の有効期間が切れた場合は、申し込みも有効期間切れとなります。令和2年度も引き続き入園などを希望される場合は、受付期間内に改めて申し込みが必要となります。申し込みがない場合、令和2年4月以降、利用調整の対象になりませんのでご注意ください。

転園を申し込む方

転園が内定した場合、いかなる理由があっても、元の園には戻れません。転園内定を辞退する場合、または内定が取り消しとなった場合は、元の園も退園となります。

申込時の注意事項

全ての申し込みにおいて、復職予定での申込時と異なる勤務先に育休明けから就労する場合や、申し込み児童以外の子の妊娠・出産予定がある場合などは、申込時と入園・転園の内定、決定時の状況に差異が生じているため、内定・決定が取り消しになる場合があります。申込時と家庭・就労などの状況に変更が起きたときは、申込締め切り日後であっても、速やかに保育入園係へご連絡ください。

認可保育園の新規開設予定

令和2年4月に京橋地域に1園、日本橋地域に2園の私立認可保育園が開設される予定です(別表1のとおり)。

対象・申し込み方法

別表2のとおり

令和2年1・2月入園の申し込み

令和2年1・2月入園の申し込み方法は、4月入園と同じです。

◎受付期間については4月(第1回)と同様になります。

申し込みをすることにより、4月以降も有効として取り扱います。なお3月入園の取り扱いはありません。

保育園入園出張相談

11月の日時・会場は別表3のとおりです。事前の申し込みは不要です。保育園の入園に関して相談したいこ

とがある方はぜひお越しください。子育て支援課保育入園係 ☎(3546)9587・5387

別表2 (1)対象

申し込み資格	就労または疾病その他の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難、かつ集団保育が可能な子どもの保護者		
対象クラス	生年月日	対象クラス	生年月日
0歳児(57日以上)	令和元年9月2日～令和2年2月5日	3歳児	平成28年4月2日～平成29年4月1日
0歳児(7カ月以上)	平成31年4月2日～令和元年9月1日	4歳児	平成27年4月2日～平成28年4月1日
1歳児	平成30年4月2日～平成31年4月1日	5歳児	平成26年4月2日～平成27年4月1日
2歳児	平成29年4月2日～平成30年4月1日		

(2)申し込み方法(令和2年1月・2月入園の受付期間は、4月(第1回)と同様です)

	受付期間	時間
第1回	令和元年11月5日(火)～11月29日(金)	午前8時30分～午後5時
第2回	令和2年2月3日(月)～2月17日(月)	

- ◎申し込みに関する全ての書類は、受付期間内に提出してください。提出されない場合は利用調整の対象となりません。
- ◎4月(第2回)利用調整は、4月(第1回)で内定しなかった方、4月(第2回)受付期間中に新たに申し込んだ方を対象として行います。
- ◎家庭的保育事業(保育ママ)・居宅訪問型保育事業の利用調整は、4月(第2回)利用調整後に行います。
- ◎土・日曜日、祝日は除きます。ただし、区内認可保育園・認定こども園では土曜日でも申し込みを受け付けます。
- ◎区内認可保育園・認定こども園についても午後5時までの受け付けです。

受付場所

区役所6階子育て支援課保育入園係、日本橋・月島特別出張所、中央区保健所、日本橋・月島保健センター、区内認可保育園・認定こども園

- ◎区内認可保育園のうち、新規開設する園では受け付けをしません。
- ◎各提出書類は直接受付場所に提出してください。郵送での申し込みは受け付けません。

必要書類

入園を希望する方	①子どものための教育・保育給付支給認定申請書兼保育所入所申込書 ②保育の必要性を証明する書類(就労証明書、診断書、母子健康手帳など)
転園を希望する方	①保育所転園申込書 ②保育の必要性を証明する書類(就労証明書、診断書、母子健康手帳など)
月極延長保育を希望する方	①月極延長保育申込書 ②就労証明書(裏面記載のあるもの)
新年度分の申し込みをしており、希望園・順位を変更する方	支給認定変更認定申請書兼申請内容変更届

- ◎家庭の状況によって必要書類が異なる場合があります。必ず「令和2年度保育園のご案内」で詳細をご確認ください。
- ◎「保育の必要性を証明する書類」は、令和元年10月2日以降に発行されたものをご提出ください。
- ◎日本において課税がされていない方は、年間収入申告書(会社発行の給与支給証明書を添付)をご提出ください。
- ◎その他、必要に応じて書類の提出をお願いすることがあります。

注意事項

- ◎申し込み方法の詳細は、令和元年10月下旬に配布される「令和2年度保育園のご案内」をご確認ください。
- ◎申し込み内容に虚偽、差異があった場合は、内定を取り消します。
- ◎転園が内定した場合は、元の園には戻れません。内定を辞退した場合、または内定が取り消しとなった場合は元の園も退園となります。
- ◎申込期限が迫るにつれ、受付窓口は非常に混雑します。長い時間お待ちいただくこともありますので、期限に余裕を持ってお申し込みください。

別表1 新規開設園一覧

施設名(仮称)	運営事業者	開設予定地	定員	対象歳児	問い合わせ先
まなびの森保育園銀座	(株)こどもの森	銀座1-12-6	93人	0歳(57日)～5歳児	開設準備室 ☎042(571)4536
EDO日本橋保育園	(福)東京児童協会	日本橋3-15(建築中のため住居番号未定)	50人	0歳(7カ月)～5歳児	開設準備室 ☎(5341)4661
まちのてらこや保育園	(株)サムライウーマン	日本橋富沢町4-1ミズホビル1・2階、地下1階	30人	1歳児～5歳児	開設準備室 ☎(6661)2216

- ◎まちのてらこや保育園は、認可外保育所からの移行となります。
- ◎開設時期、定員は変更になる場合があります。
- ◎定員の内訳は「令和2年度保育園のご案内」をご覧ください。

別表3 保育園入園出張相談

日時		会場
10月	21日(月) 午前9時30分～午後4時	子ども家庭支援センター地域活動室
11月	6日(水) 午前9時30分～午後4時	月島区民センター1階
	13日(水) 午前9時30分～午後4時	月島区民センター1階
	15日(金) 午後1時30分～4時	中央区保健所1階
	18日(月) 午前9時30分～午後4時	子ども家庭支援センター地域活動室
	21日(木) 午後1時30分～4時	日本橋保健センター4階相談室1
26日(火) 午前9時30分～午後4時	日本橋区民センター1階	

- ◎区役所6階子育て支援課保育入園係でも、相談を受け付けます。
- ◎12月以降の出張相談の予定は区のホームページでご確認ください。

ふれあい体験保育

保育園児と一緒に遊び、お子さんの成長を確認していただくとともに、育児について相談ができる体験保育を行っています。なお体験日については、各園と調整の上決定します(原則平日の火～木曜日)。

体験時間

午前9時30分から2時間程度

実施場所

区立認可保育園全園および区立認定こども園全園(「令和2年度保育園のご案内」参照)

対象

区内在住の未就学児と保護者

定員 各園月1組
費用 無料

申し込み方法

希望日の2週間前までに電話で申し込む。

◎園の都合で受け入れができない日もあります。

◎お子さんみでの受け入れはできません。

◎各区立認可保育園または各区立認定こども園(「令和2年度保育園のご案内」参照)



凡例 問い合わせ(申込)先 HP ホームページアドレス Eメールアドレス